

会津若松市工事等入札参加停止措置基準改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>会津若松市 入札参加停止等措置基準 (趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、本市の発注に係る契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、有資格業者（会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）に対する入札参加停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入札参加停止）</p> <p>第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる入札参加事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加停止を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人 又は再委託先（以下「下請負人等」という。）があることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受注者の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。</p> <p>3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期</p>	<p>会津若松市 工事等入札参加停止措置基準 (工事等の定義)</p> <p>第1条 この基準において「工事等」とは、工事又は製造の請負、業務の委託、物品の買入れその他の業務をいう。</p> <p>（入札参加停止）</p> <p>第2条 有資格業者 (会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。)が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加停止を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該請負人について、元請負人の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。</p> <p>3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を</p>

間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第3条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の2以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止期間が1か月に満たない場合にあっては、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に係る入札参加停止期間満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止期間を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から**第8号**までの入札参加停止事由に係る入札参加停止期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から**第8号**までの入札参加停止事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があると

定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第3条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の2以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止期間が1か月に満たない場合にあっては、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に係る入札参加停止期間満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止期間を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から**第9号**までの入札参加停止事由に係る入札参加停止期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から**第9号**までの入札参加停止事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があると

きは、当該入札参加停止期間の長期の2倍まで延長することができる。

5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、**前各項、次条及び別表各号**に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。

6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例)

第4条 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号**又は第6号**に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から**第8号**までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者である

きは、当該入札参加停止期間の長期の2倍まで延長することができる。

5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、**別表各号、第3条第1項から第4項まで、第4条及び第6条第2項**に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。

6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例)

第4条 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、**第7号又は第9号**に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から**第9号**までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者である

ことが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から**第8号**まで該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 有資格業者が別表第2第4号又は第5号に該当する場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、入札参加停止の期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回るときは、前条第3項の規定を適用する。

（入札参加停止期間の承継）

第4条の2 入札参加停止期間中の有資格業者から事業譲渡その他の組織変更により入札参加資格を承継する者は、当該入札参加停止措置を承継するものとする。

（入札参加停止の公表）

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

ことが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から**第9号**までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止の公表）

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

第6条 **本市契約**に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止事由に至らないが必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 前項の規定による警告を受けた有資格業者に対し、別表第2第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入札参加停止期間を除いた期間とする。

(入札参加停止に係る報告等)

第6条の2 有資格業者は、本市契約の履行に当たり、別表各号に定める入札参加停止事由に該当する事案が発生した場合は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を怠った場合又は遅滞した場合で、別表各号の入札参加停止事由に該当したときは、停止措置の期間の短期をそれぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とすることができる。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。

3 課長（会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第2条に規定する課長をいう。）は、その分掌する事務に関し、別表各号に定める入札参加停止事由に該当するおそれのある事由が発生したとき、又は前条の規定による入札参

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

第6条 **市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）**に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止事由に至らないが必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 前項の規定により警告を受けた有資格業者に対し、別表第2第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入札参加停止期間を除いた期間とする。

加停止措置に至らない事由に関する措置が必要と認めたときは、速やかに文書により、この基準を所掌する課の長に報告するものとする。

(基準によりがたい場合)

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりがたい場合は、会津若松市入札契約審査会において審議するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、これを省略することができる。

(制限付一般競争入札への参加の制限)

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、市が発注する制限付一般競争入札の入札日時点において当該入札参加停止期間を満了していない場合には、当該入札への参加資格を付与しない。

(指名競争入札の指名の制限)

第10条 入札参加停止中の有資格業者を、**本市契約の発注**に当たり指名してはならない。
2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方と

(基準によりがたい場合)

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりがたい場合は、会津若松市入札契約審査会において審議するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、これを省略することができる。

(制限付一般競争入札への参加の制限)

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、市が発注する制限付一般競争入札の入札日時点において当該入札参加停止期間を満了していない場合には、当該入札への参加資格を付与しない。

(指名競争入札の指名の制限)

第10条 入札参加停止中の有資格業者を、**工事等の契約**に当たり指名してはならない。
2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方と

してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が **本市契約**の契約保証人となることを承認してはならない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
(会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準（平成10年5月28日決裁）は廃止する。

(経過措置)

- 3 有資格業者が、この基準の施行の前にした行為により別表各号に該当することとなる時の入札参加停止の期間の適用については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の契約に係る案件から適用する。

してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が、**市発注工事等**の契約保証人となることを承認してはならない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
(会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準（平成10年5月28日決裁）は廃止する。

(経過措置)

- 3 有資格業者が、この基準の施行の前にした行為により別表各号に該当することとなる時の入札参加停止の期間の適用については、なお従前の例による。

別表第1 事故等による基準

入札参加停止事由	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>

別表第1 事故等による基準

入札参加停止事由	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>2 市が発注する工事の施工等に当たり、工事成績不良で工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 竣工検査の成績において、工事成績評定要領（以下「要領」という。第6条に規定するD判定の工事を行ったとき。</p> <p>(2) 竣工検査の成績において、要領第6条に規定するE判定の工事を行ったとき。</p> <p>(3) 竣工検査の成績において、過去3年間に要領第6条に規定するE判定の工事を2回行ったとき。</p> <p>(4) 竣工検査の成績において、過去3年間に要領第6条に規定するE判定の工事を1回とD判定の工事を2回行ったとき。</p> <p>(5) 竣工検査の成績において、過去3年間に要領第6条に規定するD判定の工事を3回行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月</p> <p>2か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p>

<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(粗雑の程度が軽微であると認められるものを除く。)又は工事成績(会津若松市工事成績評定要領(平成16年2月20日決裁)に基づく評定をいう。以下同じ。)が不良のとき。</p> <p>3 本市の区域内における、本市契約以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により履行を粗雑にし、かつ、粗雑の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>	<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>3 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>4 市内における工事等で、前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>	<p>(契約違反)</p> <p>5 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として、不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 本市の区域内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>	<p>(公衆損害事故)</p> <p>6 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>

大であると認められるとき。	
(関係者事故) 7 本市契約の履行 に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 関係者 に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8 本市の区域内における一般契約の履行 に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 関係者 に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(経営状態の不安定) 9 有資格業者が手形交換所による取引停止処分を受けるなど経営不振の状態に陥り、契約の相手方として不适当であると認められるとき。	当該認定をした日から経営状態が安定したと認められるまで

別表第2 **贈賄、不正行為等**による基準

入札参加停止事由	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が本市職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6か月以上12か月以内

(工事等関係者事故) 8 市発注工事等の施工等 に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 工事等関係者 に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
9 一般工事等の施工等 に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 工事等関係者 に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(倒産等) 10 有資格業者が倒産状態に陥り又は経営状態が極めて不安定となる等工事等の契約の相手方として不适当であると認められるとき。	当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日

別表第2 **贈賄及び不正行為**による基準

入札参加停止事由	期間
(贈賄) 1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役	逮捕又は公訴の提起を知った日から 4か月以上12か月以内

<p>2 <u>有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の区域内</u>の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 <u>有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が市の区域外</u>の他の公共機関（ただし、一般役員等の場合は、北海道、東北各県の地域内に限る。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上 <u>9か月以内</u></p> <p><u>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上6か月以内</u></p>	<p>員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で、(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 <u>次に掲げる者が市内</u>の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 <u>代表役員等又は一般役員等が市外</u>の他の公共機関（ただし、一般役員等の場合は、北海道、東北各県の地域内に限る。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p><u>3か月以上9か月以内</u></p> <p><u>2か月以上6か月以内</u></p> <p><u>3か月以上9か月以内</u></p> <p><u>2か月以上6か月以内</u></p> <p><u>1か月以上3か月以内</u></p> <p><u>2か月以上6か月以内</u></p> <p><u>1か月以上3か月以内</u></p>
--	--	---	---

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p><u>4 本市契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p><u>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</u></p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>		<p>(独占禁止法違反)</p> <p><u>4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p><u>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</u></p>	<p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p><u>6 本市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>7 市の区域内の他の公共機関の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>8 市の区域外の他の公共機関の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕されたとき。</u></p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から12か月</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から2か月以上3か月以内</p>		<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p><u>6 一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>7 市発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>8 代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p><u>9 市発注工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から4か月以上12か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>9 市発注の工事に関し、建設業（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>10 <u>前号に掲げるもののほか</u>、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>		<p>(建設業法違反)</p> <p>10 市発注の工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 <u>一般工事</u>に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 入札執行事務に関して非公表としている情報（契約後に公表するものにあつては、開札終了時まで）を入手するため、本市職員に聞き出す行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 <u>本市契約に関し、入札参加停止事由に至らないが、市から書面による警告を寄せられてから1か年を経過するまでの間に、再度書面による警</u></p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から24か月</p> <p><u>当該認定をした日から1か月</u></p>		<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 入札執行事務に関して秘密とされている情報について聞き出す行為をし、工事等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>15 <u>市発注工事等に関し、入札参加停止事由に至らないが、市から警告を寄せられたとき。</u> <u>(1) 1回目の警告が寄せられた日から5</u></p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から24か月以内</p> <p><u>2回目の警告が寄せられた日から1か月</u> <u>3回目の警告が発</u></p>

<p><u>告の対象となる事由に該当したとき。</u></p>			<p><u>年以内に2回警告が発せられたとき。</u></p> <p><u>(2) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に3回警告が発せられたとき。</u></p> <p><u>(3) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に4回以上警告が発せられたとき。</u></p>	<p><u>せられた日から3か月</u></p> <p><u>4回目の警告が発せられた日から6か月</u></p> <p><u>4回目以降の警告が発せられた日からその都度6か月</u></p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>15 次のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報等があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者が、会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることを知りながらこれを下請負契約又は再委託契約の相手方としたとき。</p> <p>(2) 有資格業者が、本市契約の履行に当たり、暴力団員等であることを知りながら、当該者から資材、原材料等を購入し、又は当該者の保有する産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、入札及び契約の履行に際し、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、</p>	<p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間</p>		<p>(暴力団関係)</p> <p>16 次に掲げる事由のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報等があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者が、会津若松市発注工事等からの暴力団排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）第3条で規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。</p> <p>(2) 有資格業者が、市発注工事等の契約を履行するに当たり排除措置対象者であることを知りながら、当該対象者から資材、原材料等を購入し、又は当該対象者の保有する産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、入札及び契約の履行に際し、排除措置対象者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞な</p>	<p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間</p>

<p>遅滞なくその旨を本市及び警察に届け出なかったとき。</p>		<p>くその旨を市及び警察に届け出なかったとき。</p>	
<p>(実態調査) <u>16 有資格業者の事業所を現地調査により確認した結果、事業所として認定し得る要件を満たしていないと認められるとき又は正当な理由なく当該調査に協力しなかったとき。</u></p>	<p>当該認定をした日から<u>1か月を経過し、かつ、</u>事業所の要件を満たしたと認められる日又は入札参加資格登録が<u>取り消された日</u>まで</p>	<p>(実態調査) <u>17 会津若松市競争入札参加資格者実態調査実施要領（平成25年3月4日決裁）に基づき行った調査において、同要領第3条に規定する事業所の要件を満たしていると認められないとき</u></p>	<p>当該認定をした日から事業所の要件を満たしたと認められる日又は入札参加資格登録が<u>抹消された日</u>まで</p>